男女共同参画に関するアンケート 結 果 報 告 書 (ダイジェスト版)

家庭生活

食事のしたくやそうじ,洗濯といった日常の家事や育児は男女ともに「主に妻の担当」と回答する割合が高く,特に育児(乳幼児の世話)については男女とも8割以上が「主に妻の担当」と回答しています。

一方,高額な家財道具の購入や預貯金等の資産運用については夫が参画する割合が高くなっています。

家庭における家事などの担当者について



注)「育児(乳幼児の世話)」では男性: N=87,女性: N=128 「子どもの教育方針」では男性: N=119,女性: N=166

地域活動

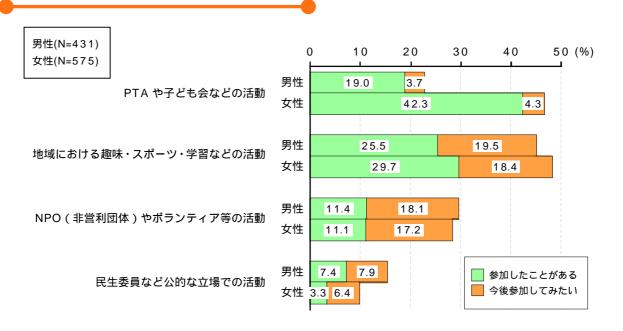
自治会や町内会の状況としては、「代表は男性から選ばれる慣例」があり、「名簿上は男性が会員になっているが実際は女性が活動している」という傾向がうかがえます。

自治会や町内会以外の活動については,男女ともに地域における趣味・スポーツ・学習などの活動やNPO(非営利団体)やボランティア活動に参加してみたいと回答した割合が高くなっています。

自治会や町内会活動の状況(3つまで選択)



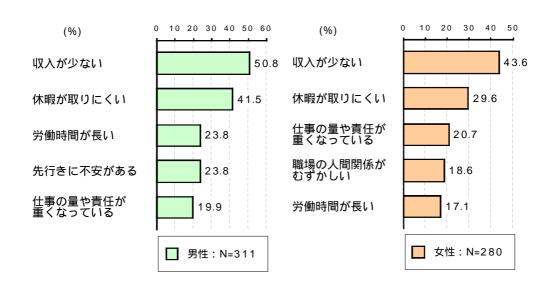
自治会や町内会以外の活動について



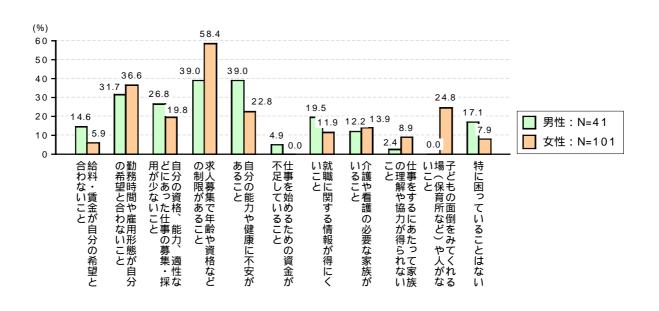
仕事

仕事での悩みや不満は男女ともに「収入が少ない」や「休暇が取りにくい」等ほぼ共通した項目が上位を占めています。一方,就職するにあたって困っていることについては,男女とも「求人募集で年齢や資格などの制限があること」を最も多く回答していますが,その他の回答はさまざまで,「子どもの面倒を見てくれる場(保育所など)や人がないこと」は女性では4人に1人が回答していますが,男性で回答した人はいませんでした。

仕事における悩みや不満(男女別上位5項目)(あてはまるものすべて選択)



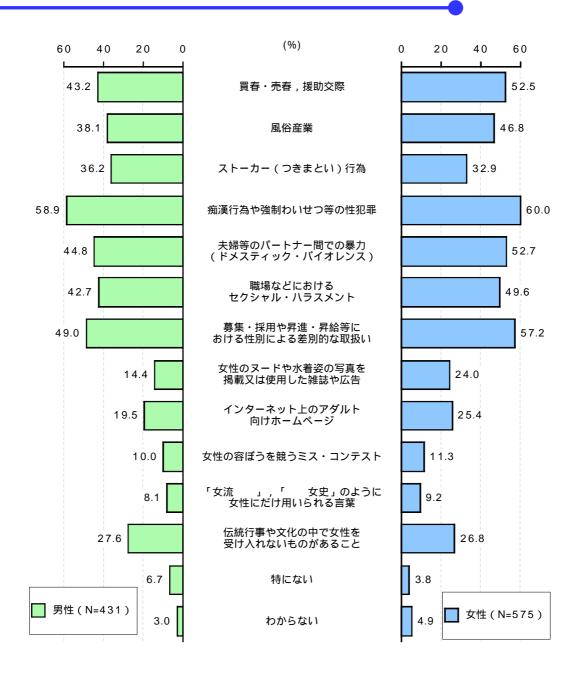
今後の就労にあたり困っていること(あてはまるものすべて選択)



女性の人権

女性の人権が尊重されていないと思うことがらとして、「痴漢行為や強制わいせつ等の性犯罪」 と回答した人が男女ともに最も多くなっています。また、ほとんどの項目において、男性より女 性の方が女性の人権が尊重されていないと思う割合が高くなっています。

女性の人権が尊重されていないと思うもの(あてはまるものすべて選択)

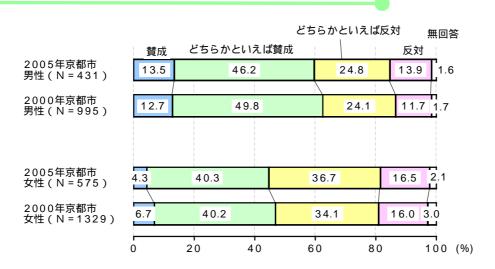


男女共同参画についての意識

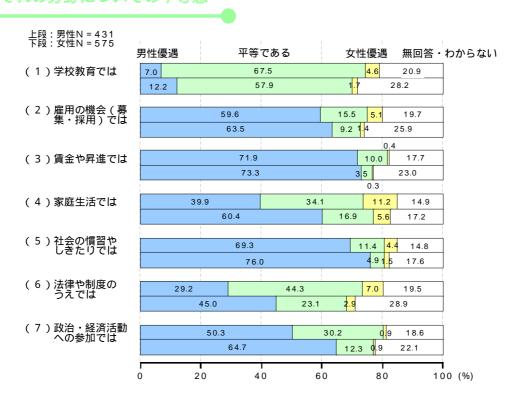
「男は仕事,女は家事・育児」という考え方について,男性では賛成と考える人が過半数を占めるのに対し,女性では反対と考える人が過半数を占めています。また,2000年に行った調査と比較すると,男女ともに賛成と考える人が減り,反対と考える人が増えています。

また,それぞれの分野についての平等感をたずねると,学校教育の場では男女ともに「平等である」とする人が最も多くなっていますが,その他の分野では男女ともに男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について



それぞれの分野についての平等感



子どもに身につけさせたい能力等としては,男子に望む能力と女子に望む能力にある程度違いがみられます。男女ともに「礼儀作法」や「おもいやり」は男子にも女子にも身につけさせたいと回答した割合が高くなっています。一方,男子には「職業能力」や「実行力」を望むのに対し,女子には「やさしさ」や「家事能力」を望む傾向がうかがえます。

なお,子どもに身につけさせたい能力等について,男女間での回答の傾向に大きな差はみられませんでした。

男子に身につけさせた!|能力等(男女別上位5項目)

	1位	2 位	3 位	4 位	5 位
男性	 礼儀作法 	おもいやり	自立心	職業能力	実行力
	49.4%	40.8%	32.5%	29.5%	24.4%
女性	おもいやり	自立心	礼儀作法	実行力	職業能力
	40.9%	37.2%	37.0%	29.2%	27.8%

女子に身につけさせたい能力等(男女別上位5項目)

	1位	2 位	3 位	4 位	5 位
男性	礼儀作法	おもいやり	やさしさ	家事能力	協調性
	58.9%	50.6%	47.8%	28.3%	20.2%
女性	おもいやり	礼儀作法	やさしさ	家事能力	自立心
	55.3%	54.4%	33.2%	31.3%	27.3%

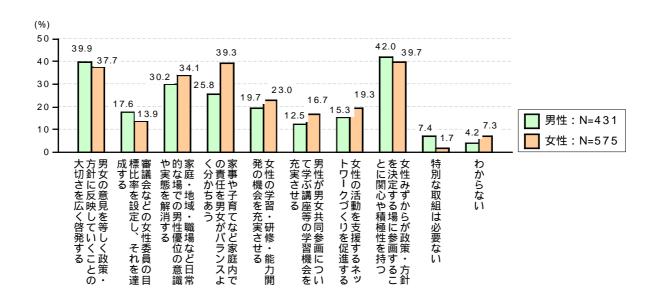
男女共同参画社会に向けて

政策や方針を決定する場に男女が平等に参画していくためには,男女とも「女性みずからが 政策・方針を決定する場に参画することに関心や積極性を持つこと」や「男女の意見を等しく政 策・方針に反映していくことの大切さを広く啓発すること」が必要だと回答した割合が高くなっ ています。

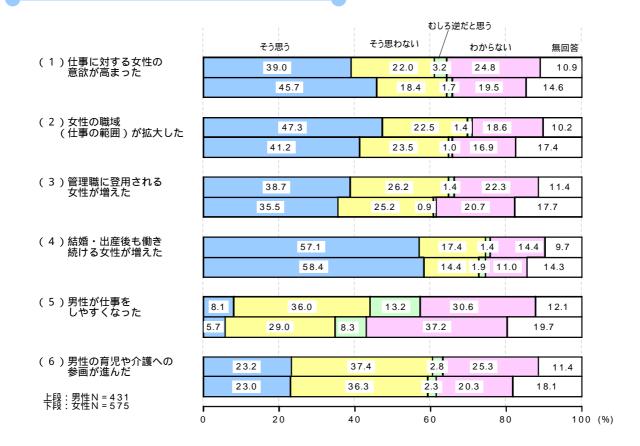
また,男女雇用機会均等法などの雇用に関する制度の改正がどのような影響を与えたかについては,男女とも女性の社会進出が進んだとの認識が大勢を占めていますが,「男性が仕事をしやすくなった」や「男性の育児や介護への参画が進んだ」については男女とも否定的な回答が目立っています。

男女共同参画社会に期待することとしては,男女とも「男女が互いに理解し,尊重しあう関係になる」が最も多く回答されています。男性に比べて女性で「家事や子育てなどを男女で分かちあう家庭が築ける」や「男女が支え合うことで高齢期を安心して過ごせる」といった項目を回答した割合が高くなっており,女性は男性に比べて具体的な生活に結びついたイメージをもっていることがうかがえます。

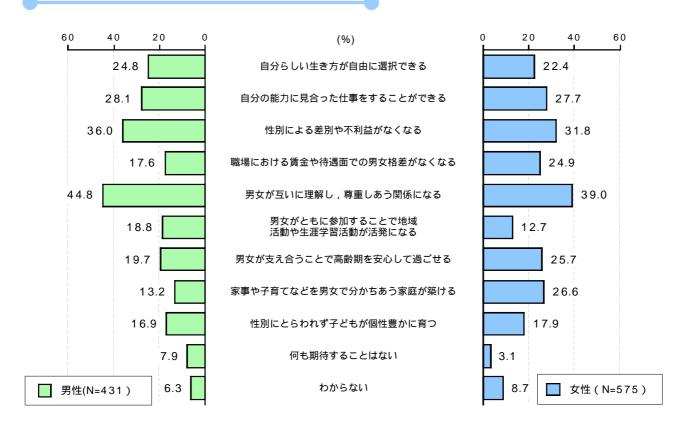
政策・方針を決定する場に男女が平等に参画していくために必要なこと(3つまで選択)



雇用等の法制度の改正があたえる影響について



男女共同参画社会に期すること(3つまで選択)

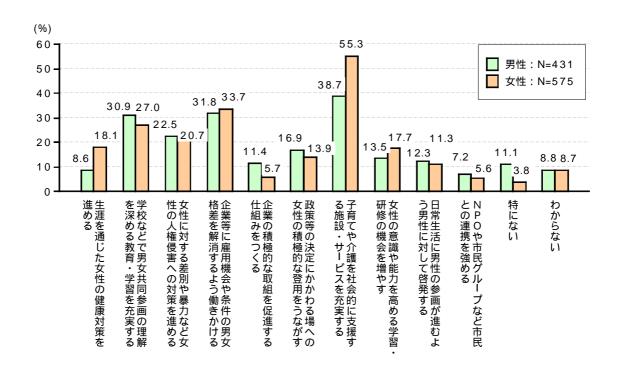


京都市が取り組むべきこと

今後,京都市が「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組むべきことについては,男女ともに「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスを充実する」が最も多く,次に「企業等に雇用の機会や条件の男女格差を解消するよう働きかける」ことが多く望まれています。

「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスを充実する」については男性に比べて女性の回答割合がかなり高くなっており、子育てや介護の負担が女性に偏っている現状がうかがえます。また同時に、女性の社会参画を促していくうえでも積極的な対応が求められている分野といえます。

男女共同参画社会に向けて京都市が力をいれて取り組むべきこと(3つまで選択)

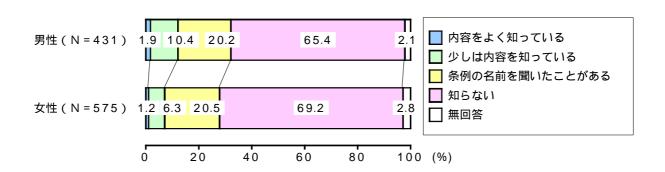


京都市では,京都市男女共同参画推進条例を2003年(平成15年)に制定しました。

この条例は,男女が互いに人権を尊重しつつ,協力し合い,その個性と能力を発揮できる男女 共同参画社会づくりを進めるための指針となるものです。「名前を聞いたことがある」を含めた 条例の認知度は全体で約3割となっています。今後,条例の趣旨や男女共同参画について更なる 周知・啓発に努める必要があります。

京都市ではこの条例にもとづき,市民や事業者のみなさんと力を合わせ,ひとりひとりが個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし,未来への希望を持って暮らすことのできる京都を目指してまいります。

京都市男女共同参画推進条例の認知度



調査の概要

調査目的「きょうと男女共同参画推進プラン」の中間見直しに当たり、

男女共同参画に関する市民の意識や日常生活の状況等を把握し,京都市が取り組むべき課題と今後の施策の方向を明らかに

することを目的に実施

調査対象 市内に居住する満20歳以上の男女3,000人

調査期間 平成17年(2005年)7月1日(金)~7月12日(火)

調査方法 郵送法

回収結果 有効回答数(率) 1,023票(34.1%)

--- 男女共同参画に関するキーワード ●●●・

男女共同参画社会

男女が,社会の対等な構成員として,自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され,男女が均等に政治的,経済的,社会的及び文化的利益を享受することができ,かつ,共に責任を担うべき社会のことをいいます。

「男女雇用機会均等法」の改正(平成11年(1999年) 4月施行)

募集・採用,配置・昇進・教育訓練,定年・退職・解雇について女性に対する差別を禁止するとともに,ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に対する国の援助,セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の配慮義務が盛り込まれました。

「労働基準法」の改正(平成11年(1999年) 4月施行)

雇用の分野における男女の均等な取扱いと女性の職域の拡大を図る観点から,男女雇用機会均等法の改正 と併せて,女性労働者に対する時間外労働,休日労働,深夜業の規制が撤廃されました。

「育児・介護休業法」の改正(平成17年(2005年)4月施行)

子どもが 1 歳になるまで認められていた育児休業期間は(保育所が見つからない等の事情がある場合)半年間の延長が可能になるとともに,契約社員など有期雇用者も 1 年以上の勤務実績等の条件を満たせば休業取得ができるようになりました。また,就学前の子どもを育てる親などに年間 5 日の看護休暇が新たに認められました。

「次世代育成支援対策推進法」の公布・施行(平成15年(2003年)7月)

わが国における急速な少子化の流れを変えるため,次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ,育てられる環境の整備に取り組むことを目的とした法律です。(従業員が300人を超える事業所には,従業員の仕事と家庭の両立のための具体的措置と目標値を設定した「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。)

男女共同参画に関するアンケート 結果報告書(ダイジェスト版)

平成18年(2006年)3月

発行:京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 TEL 075-222-3091 FAX 075-222-3223

http://www.city.kyoto.jp/bunshi/danjo/

